

○西栗倉村建設工事請負契約指名競争入札参加資格審査要領

平成14年4月1日
要領第2号

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条5第1項及び第167条の11第2項の規定により、西栗倉村工事執行規則（昭和51年6月1日規則第16号）に定める工事（以下「建設工事」という。）の請負契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）及び入札参加者の審査等について必要な事項について定めるものとする。

(入札に参加できない者)

第2条 次の各号に掲げる者は、入札に参加することができない。

- (1) 令第167条の4第1項に規定する者
- (2) 第6条第1項の規定による入札参加資格審査を受けていない者
- (3) 西栗倉村暴力団排除条例（平成23年6月22日条例第14号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等

(入札参加の停止)

第3条 村長は、令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった日の翌日から起算して2年間を限度とする期間を定めて入札に参加させないこと（以下「入札参加の停止」という。）ができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用するものについても、同様とする。

2 前項の規定により、入札参加の停止をした場合において、当該入札参加の停止の原因である事実又は行為の適当な是正措置がとられ、入札の遂行、契約の履行又は工事の施工上支障がないと認められるときは、当該入札参加の停止の期間を短縮することができる。

(入札参加資格の申請)

第4条 入札に参加しようとする者は、第6条の入札参加資格審査を受けなければならない。

2 前項の規定により、入札参加資格審査を受けようとする者（以下「入札参加資格申請者」という。）は、次の要件を備えていなければならない。ただし、村長が特に必要であると認めた者についてはこの限りでない。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条の規定による許可を受けた者であること。
- (2) 建設業法第27条の23の規定による経営事項審査を受けていること。
- (3) 法第27条の29の規定による総合評定値（以下「総合評定値」という。）の請求を行っていること。
- (4) 中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）に基づく中小企業退職金共済もしくは建設業退職金共済組又は、所得税法施行令（昭和40年政令第96号）に基づく特定退職金共済に加入していること。
- (5) 営業を開始してから1年以上の者であること。
- (6) 申請する業種について、直前の経営事項審査の申請における年間平均完成工事高が5百万円以上の者又は当該経営事項審査の申請における基準決算の完成工事高と基準決算から入札参加資格審査の申請時までの完成工事高の平均（当該経営事項審査の平均完成工事高を3年平均で申請した者については、基準決算の直前期の完成工事高と基準決算の完成工事高と基準決算から入札参加資格審査の申請時までの完成工事高の平均とする。）が5百万円以上の者であること。ただし、岡山県内に主たる営業所を設置していない者については、申請する業種について直前の経営事項審査の申請における年間平均完成工事高が1億円以上の者とする。
- (7) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第3条第1項の適用事業の事業主については、その事業につき労働者災害補償保険に係る保険関係が成立していること。
- (8) アスファルト舗装工事に係る入札参加資格審査を受けようとするものについては、前号に定めるもののほか、県の定める舗装業者工事施行能力審査の申請をし、審査を受けていること。ただし、村長が特に必要でないと認めた者については、この限りでない。

（申請手続）

- (1) 第5条 入札参加資格審査申請者は、2年に1回、その年の4月1日から翌々年の3月31日までの間に入札参加資格に係るものについて村長が別に定める入札参加資格審査申請書を、定期申請を行う年の2月1日から2月末日までの間に村長に提出しなければならない。ただし、村長が特に必要と認める特殊なものについては、その都度入札参加資格申請書を提出させることができる。建設業許可証明書
- (2) 営業所一覧表
- (3) 工事経歴書
- (4) 主要取引金融機関一覧表
- (5) 法第27条の23の規定による経営事項審査結果通知書の写し
- (6) 契約の締結について権限を委任する場合はその委任状

- (7) 市町村長が証明した代表者の身分証明書
 - (8) 市町村長が証明した村税完納証明書
 - (9) 建設業退職金共済組合加入履行証明書又は中小企業退職金共済加入証明書、特定退職金共済加入証明書
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認めた書類
 - (11) 税務署長が証明した消費税及び地方消費税の完納証明書
- 2 前項の規定により申請をした者で次に掲げる事項について変更があったときは、ただちにその旨の変更届出書を村長に提示しなければならない。
- (1) 建設業法第11条の規定による変更等の届書の副本
 - (2) 工事台帳
 - (3) 労働者災害保険法（昭和22年法律第50号）の規定による労働保険成立届書又は労働保険加入証明書
 - (4) 申請した年度及びその前年度の審査済みの建設業法第27条の23の規定による経営事業審査申請書及び提出書類
 - (5) 労働安全衛生法の（昭和47年法律第57号）規定による技能講習修了書の写し
- 3 前項の規定により申請をしたもので次に掲げる事項について変更があったときは、ただちにその旨の変更届出書を村長に提出しなければならない。
- (1) 商号又は名称及び代表者
 - (2) 営業所の名称及び所在地並びにその代表者
 - (3) 前項第6号に掲げる委任状の記載事項

（入札参加資格審査及び決定）

第6条 入札参加資格審査は、前条の規定により申請した者について経営事項の結果及び村工事の施工状況、指名停止の状況等を総合的に判断し点数を付して、表1の左欄に掲げる工事の種類別に評定し、当該点数に基づき同表中に掲げる点数の区分に応じ、同表中に掲げる記号で示す級別業者に書付けするものとする。建設業法第27条の23の規定による経営規模、その他営業に関する観客的事項の審査及び同法第1項の規定による国土通産大臣または、岡山県知事及びその他の都道府県知事の審査を受けている者については、当該審査の結果に基づく点数を基準にして格付けするものとする。

- 2 前項の規定による級別業者の格付けに当たっては、AA及びAに格付けする者は、法第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けているものとする。
- 3 前項の規定により入札参加資格審査を受けた者は、当該入札資格審査の決定のあった日の翌日から翌年の入札参加資格が決定される日までの間入札参加資格を有する。ただし、この期間中に第2条及び第3条に該当することとなった者は、即参加資格を失う。

(入札参加資格)

第7条 入札参加資格は、(表1)の種別欄に掲げる工事にかかる請負契約の入札について同表の工事設計金額欄に掲げる金額の区分に応じ、同表の入札参加資格者欄に掲げ級別業者に該当する者とする。

(表1)

種別	点数区分	級別業者	工事設計金額(消費税を含む)
土木一式 ・建築一式 工事請負契約	1,050点以上	AA	2億円以上
	830点以上1,050点未満	A	8千万円以上2億円未満
	760点以上830点未満	B	6千万円以上8千万円未満
	680点以上760点未満	C	4千万円以上6千万円未満
	630点以上680点未満	D	1千万円以上4千万円未満
	630点未満	E	1千万円未満
その他建設 工事等	830点以上	A	5千万円以上
	760点以上830点未満	B	1千万円以上5千万円未満
	760点未満	C	1千万円未満

2 村長は特殊な技術を要する工事及び継続事業の工事等で工事の遂行やむを得ないときは、その他工事に対する地理的条件等特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず入札に参加させることができる。

(入札参加資格審査会)

第8条 入札参加資格審査及び入札参加の停止その他村長が必要と認めた事項の審議を行うため入札参加資格審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会の組織は次のとおりとする。

- (1) 会長及び審査委員をもって組織する。
- (2) 会長は審査会を代表し会務を総括する。
- (3) 会長に事故あるとき、又は会長がかけたときは、参事がその職務を代理する。
- (4) 審査委員は西栗倉村職員の給与に関する条例第3条第1号に規定する6級以上の職員をもってあてる。

3 本会の事務をつかさどるために書記を置くことができる。

4 審査会の会議は定時審査会及び臨時審査会とし、定時審査会は2年に1回、臨時審査会は会長が必要と認めるとき開くものとする。

- 5 審査会の会議は会長が招集し、議長となる。ただし、会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。
- 6 審査会は会長及び審査委員の過半数が出席しなければ会議を開き議決することができない。
- 7 審査会の会議は公開しない。
- 8 何人も審査会の会議の内容を他にもらしてはならない。

(庶務)

第9条 審査会の庶務は建設課長が統括し、建設課で処理する。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は平成14年4月1日より施行する。

附 則

この要領は令和8年4月1日より施行する。